

市では、都市景観に配慮した優れた建築物や、より良い景観づくりのための活動をしている団体・個人を表彰しています。  
今回は、次の建築物1件が選ばれました。  
お問合せ まちづくり景観課 ☎21・3388



箱館カネサ佐々木邸 (末広町15番6号)

西部臨港通沿いにある明治42年に建てられた伝統的建造物で、創建当初から外観が大きく改変されていたが、平成29年に復原が行われた。  
伝統的な意匠が軒飾り周辺のみにしか残されていなかったが、現代的な材料を織り交ぜながらも修理基準に則して丁寧に造りこまれた外観の完成度の高さは、補助金を活用した歴史的建造物の復原として秀逸なモデルケースである。

## 第27回函館市都市景観賞決定

## 函館市会計年度任用職員の募集

**募集** 原則、採用予定月の前月15日（同日が土・日・祝日の場合は直前の平日）に、函館公共職業安定所（ハローワーク）を通じて募集します。  
※ 令和6年4月1日(月)から採用となる会計年度任用職員（一部の資格職を除く）については、3月上旬頃に募集を開始します。  
なお、特別な資格や業務経験が必要となる職種については上記原則によらないため、募集状況は人事課HPおよびハローワークの求人情報を随時ご確認ください。  
**応募** ハローワークで求人情報を確認のうえ、お申込みください。応募多数の場合は、途中で募集を打ち切ることがあります。  
**採用** ハローワークから紹介状が発行された方について、採用予定部局が面接を行い、採用者を決定します。  
**お問合せ** 人事課 ☎21-3667



## 安心ボトルを配布しています

**安心ボトル（救急医療情報キット）とは？**  
本人の氏名・医療情報・緊急連絡先などを記入した情報用紙を入れるボトルです。冷蔵庫に保管し、具合が悪くなり救急車を呼んだときに、駆けつけた救急隊員が活用し、救急活動に役立てます。  
**対象者** 65歳以上でひとり暮らしの方、同居家族が不在がちで緊急時に不安のある方など。  
**配布場所** 高齢福祉課（市役所2階）・各支所、地域包括支援センター  
※ 身分証明書（免許証・保険証等）をお持ちください。代理の方でも申込み可能です。  
**安心ボトルをお持ちの方へ**  
情報用紙は常に最新の情報を記載してください。差替え用紙は、上記の窓口で配布しているほか、市のHPからも印刷できます。  
**お問合せ** 高齢福祉課 ☎21-3021



## 函館市低所得世帯臨時特別給付金

低所得者支援および定額減税を補足する給付として、以下のとおり給付金を支給します。

区分	住民税均等割のみ課税世帯 10万円給付金	こども加算
支給対象世帯	住民税均等割のみ課税世帯	住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯で、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯
支給額	1世帯あたり10万円	児童1人あたり5万円
申請方法	支給対象と見込まれる世帯には、令和6年3月中旬以降に確認書（令和5年1月2日以降に転入した方がある世帯には申請書）を送付しますので、内容をご確認のうえ、返送してください。	支給対象と見込まれる世帯には、令和6年3月中旬以降に「こども加算確認書」を送付します。（住民税均等割のみ課税世帯については、左記の10万円給付金の申請書類に同封します。） 【住民税非課税世帯の場合】 内容をご確認のうえ、世帯主氏名を記入し、返送してください。 【住民税均等割のみ課税世帯の場合】 内容をご確認のうえ、世帯主氏名を記入し、左記の10万円給付金の申請書類と一緒に返送してください。
支給時期	確認書（申請書）を受付後、3週間程度で支給予定です。 ※ 受付状況等により、支給が前後する場合があります。	
提出期限	令和6年5月31日（金）必着 ※ 期限までに返送がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。	
お問合せ	コールセンター ☎0120-606-638 平日 午前9時～午後5時 ※ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも対象となる可能性がありますので、配偶者暴力相談支援センター（☎21-3010）にお問合せください。	

※ 住民税非課税世帯 令和5年12月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
※ 住民税均等割のみ課税世帯 令和5年12月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている者で構成される世帯および令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている者と住民税均等割が非課税の者で構成される世帯

## 子育て世帯物価高騰対策給付金

食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対する支援を行うため、以下のとおり給付金を支給します。  
**支給対象** 令和5年12月31日時点で函館市に住民登録がある方（令和6年1月1日以降に出生した児童を養育している場合は出生日が基準）で、平成17年4月2日から令和6年4月1日までに出生した児童を養育している方。（一定の障がいがある児童の場合は20歳未満も対象）  
**支給額** 児童1人あたり2万円  
**申請方法** 郵送で提出  
※ 申請不要での支給が見込まれる方には、3月上旬に事前通知を発送します。それ以外の方は申請が必要です。  
※ 申請書の受付は3月中旬より実施します。申請書は、子育て支援課、各支所で配付するほか、市HPからダウンロードできます。  
**提出期限** 令和6年7月1日(月)必着  
**お問合せ** 子育て世帯物価高騰対策給付金担当 ☎21-3944 平日 午前9時～午後5時  
☎https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023122600031/

HP

## 市民農園の利用者と体験農園の参加者を募集

### 亀尾ふれあいの里（米原町）

▷市民農園（専用使用）

募集区画・料金 若干数・1区画（25㎡）5千円

期間 4月20日（土）～11月10日（日）

▷体験農園（一連農業体験、年3～4回参加）

体験作物（予定） 米・野菜等

料金 大人400円、小人（3歳～中学生）200円

※ 市内在住・在学の小人は無料

お申込み 3月1日（金）～15日（金）Google フォームの入力または申込書の提出。（定員を超えた場合抽選）

お問い合わせ 亀尾ふれあいの里・管理者

☎080-9008-3859（午前10時～午後4時）

※ 電話での申込みは不可



## 奨学金・育英金制度のご案内

HP

### 函館市奨学生 ※書類審査あり

経済的な理由により修学困難な学生・生徒に、奨学金を無利子でお貸しします。

募集人員 8人程度

受付期間 3月1日（金）～4月1日（月）

HP

### 函館市特別奨学生 ※書類・面接・論文審査あり

成績優秀な大学生・大学院生に育英金を支給します。

募集人員 2人

受付期間 3月11日（月）～21日（木）

支給額（年額） 24万円

※ 函館市奨学生・函館市特別奨学生の申請書は市のHPからダウンロードできるほか、希望者へ送付します。

お申込み 子ども企画課 ☎21-3288

東部4支所の市民福祉課

### 函館市母子寡婦福祉会奨学生

母子家庭の大学生・高校生を対象に、1年間奨学金を支給します。なお、所得・成績などの制限があります。（定員有）

申請書 3月12日（火）～17日（日）の午前10時～午後4時（最終日正午まで）に同会で手渡し。

支給額（年額） 大学12万円、高校6万円

お問い合わせ 函館市母子寡婦福祉会 ☎26-4560

（若松町33番6号 あいよる21内）

### （一財）小笠原アカデミー教育振興財団奨学生

経済的な理由により修学困難な学生・生徒に、奨学金を無利子でお貸しします。

申込期間 4月1日（月）～5月31日（金）

申込方法 所定の用紙に記入し、必要書類を添付のうえ、在学する学校を通じて申込み。

お問い合わせ 同財団事務局 ☎84-5396

※ 詳しいことは各連絡先へお問合せいただくか、HPをご覧ください。

日時：3月31日（日）・4月7日（日）  
午前8時45分～午後5時半  
場所：市役所本庁舎、亀田支所

## 転入届・転出届などの臨時窓口を開設します

### ■取扱業務・お問合せ

届けの受付	電話番号	担当課
住所異動届（転入・転出・転居届等）	☎21-3173	戸籍住民課
● 印鑑登録申請		
戸籍に関する届出（出生・婚姻・離婚等）		
住居表示に関する届出【本庁舎のみ】	☎21-3121	
国民年金に関する手続き（一部手続きできない業務あり）	☎21-3159	国保年金課
● 国民健康保険に関する手続き	☎21-3150	
後期高齢者医療制度に関する手続き（被保険者証等の交付を除く）	☎21-3184	
異動の手続き	電話番号	担当課
● 介護保険被保険者証（住所異動に伴うもの）	☎21-3025	高齢福祉課
療育手帳	☎21-3264	障がい保健福祉課
● 精神障害者保健福祉手帳	☎21-3077	
身体障害者手帳	☎21-3264	
医療助成（重度心身障害者）	☎21-3187	子育て支援課
● 医療助成（子ども・ひとり親家庭等）	☎21-3181	
児童手当・児童扶養手当	☎21-3267	
証明書等の交付	電話番号	担当課
戸籍・住民票（広域交付を除く）・印鑑登録証明書	☎21-3168	戸籍住民課
母子健康手帳・出稼労働者手帳		
● マイナンバーカードの交付等		
転入学指定書（指定外学校への就学希望を除く）	☎21-3173	
特別永住者証明書【本庁舎のみ】		
● 納付確認書（国民健康保険・後期高齢者医療保険制度）	☎21-3154	国保年金課
● 納付確認書（国民健康保険・後期高齢者医療保険制度）	☎21-3206	税務室市民税担当
保険料の納付・相談	電話番号	担当課
● 国民健康保険・後期高齢者医療保険制度【本庁舎のみ】	☎21-3153	国保年金課

身分証明書や添付書類が必要な場合もありますので、詳しいことは事前に担当課へお問合せください。

### 4月1日（月）～3日（水）は窓口の時間を延長

市役所本庁舎の窓口を午後7時まで時間延長します。（取扱業務は左表の●印です）

### ■転出届はマイナポータルから

マイナンバーカードを所有している方はマイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能です。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。

※ マイナポータルを通じて転出の届出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

なお、新しい住所にお住まいになった当日に転入手続きを行いたい場合は、日数に余裕をもって転出の届出をしてください。

（転出処理には一定の時間が必要です。）

お問い合わせ 戸籍住民課

☎21-3173



## 住所異動届はお早めに

▷転入届＝他の市区町村から函館市に移ってきた日から14日以内

▷転出届＝函館市から他の市区町村へ移る前までに

▷転居届＝市内で引っ越しをしてから14日以内

3月18日（月）～4月5日（金）の期間は大変な混雑が予想されます。

特に午前10時頃から午後2時頃までは混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※ 届出時は、窓口で本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）のご提示をお願いします。また、カードに記載された住所を届出の住所に修正しますので、マイナンバーカード・住民基本台帳カードを所有している方はご持参ください。

お問い合わせ 戸籍住民課 ☎21-3173

HP

## 戸籍住民窓口待合状況閲覧システム

市役所本庁舎（戸籍住民課）および亀田支所の戸籍住民窓口における待ち人数および呼出番号を市のHPから確認できますのでご利用ください。

▶ <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020102300042/>

▷本庁舎戸籍住民窓口呼出状況 <https://i-ban.com/hakodate/>

▷亀田支所戸籍住民窓口呼出状況 [https://i-ban.com/hakodate\\_kameda/](https://i-ban.com/hakodate_kameda/)

お問い合わせ 戸籍住民課 ☎21-3176 亀田支所 ☎45-5583



<戸籍住民課>

<亀田支所>

全道無料の出張査定。どこでもお伺いします！

買取情報 61.5万円 トヨタヴォクシー 平成28年式

買取情報 72.0万円 三菱キャンター3t積み 平成27年式

買取情報 18万円 BMXバイク G450X

0120-999-999

朝9時から元気に受付中

TEXT GARAGE CAR PROSHOP

ディーバイディーガレッジ函館店・北海道函館市北浜町8番28号  
株式会社ディーバイディーホールディングス

## ご相談ください バス運転手合同就職相談会

道南地域公共交通活性化協議会では、バス運転手の業務に興味・関心のある方や就職・転職を検討されている方を対象に、函館地区バス協会と共催で就職相談会を開催します。当日は、バス会社8社が個別ブースを設け、採用条件や育成制度など各種相談を受け付けます。

未経験の方や大型二種免許未取得の方もお気軽にご相談ください。(相談無料・予約優先)

**日時** 3月17日(日) 午前9時～午後3時

**場所** 渡島総合振興局

**予約方法** 3月13日(水)までに渡島総合振興局HPの参加申込みフォームまたは電話によりお申込みください。

※ 詳しくは、同振興局HP(下記2次元バーコード)をご覧ください。

**お問合せ** 渡島総合振興局地域政策課 ☎47-9431



## 固定資産課税台帳等が 縦覧・閲覧できます

**土地・家屋価格等縦覧帳簿**  
納税者が、自分の土地・家屋の評価額と、他の物件の評価額とを比較できます。

※ 所有者名、税額は表示していません。

**縦覧場所** 税務室資産税担当(市役所2階)

**期間** 4月1日(月)～30日(火) 午前8時45分～午後5時半

**縦覧できる方** 令和6年度函館市固定資産税(土地・家屋)の納税者またはその関係者

**持参するもの**

- ▷ 納税通知書または課税明細書
- ▷ 本人確認書類(運転免許証等)
- ▷ 代理申請の場合は、納税者の委任状(同居親族・納税管理人は不要)
- ▷ 納税者が法人の場合は、法人の印鑑(代表者印)または法人の委任状

**納税義務者本人の課税台帳(閲覧)**

自己所有物件の評価額等については、期間を問わず閲覧が可能です。

**閲覧場所** 税務室資産税担当(市役所2階)・東部4支所 市民福祉課

※ 持参するものは縦覧に準じます。

**お問合せ** 税務室資産税担当 ☎21-3229

## 函館いのちのホットライン

「人間関係や健康のことなど悩みがある」  
「死にたいと考えることがある」  
「誰かに話しを聞いて欲しい」  
そのような時にはお電話ください。

相談支援経験のあるボランティアが電話相談に応じます。

**開設日時** 毎週月・水・金曜日 午後5時半～8時半

※ 年末年始(12/29～1/3)を除く。

**相談ダイヤル** ☎32-1548

※ 回線が混み合い電話がつながりにくいことがあります。ご了承ください。



## 自転車乗用時はヘルメットを 着用しましょう

道路交通法の改正により令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用が努力義務化されました。

自転車事故の被害を軽減するために、自転車に乗るときは正しくヘルメットを着用しましょう。

また、ヘルメットはSGマークなど安全性を示すマークのついたものを使いましょう。

**お問合せ** 交通安全課 ☎21-3190

# 個人市・道民税の申告受付

表1のとおり対象町ごとに来場日を指定しています。この申告または確定申告を3月15日(金)までに終えないときは、5～6月発送の市・道民税の通知に反映されない場合があります。

の申告書は、市HPからダウンロードできるほか、前年度に市・道民税申告をされた方に送付していますので、郵送での申告にご協力ください。

るもの・領収書  
(3) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、平成18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書  
(4) 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書

郵送での申告にご協力ください  
申告会場は例年大変混雑します。令和6年度個人市・道民税

申告時には必要なもの  
(1) 源泉徴収票、営業・不動産収入のある方は収支内訳書  
(2) 令和5年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の支払額のお知らせ

表1 個人市・道民税申告会場一覧(3月分)

月日	申告会場	対象町名	
		9時半～11時45分	13時～15時半
3/1(金)	亀田交流プラザ 1階講堂	美原4、昭和1	美原5、昭和2
3/4(月)	市民会館 3階展示室	日吉2、上野	高丘、滝沢、見晴、鈴蘭丘
3/5(火)		上湯川、銅山、旭岡 西旭岡3	西旭岡1、西旭岡2
3/6(水)	市役所本庁舎 8階大会議室	宮前、宇賀浦、乃木 中島	千代台、日乃出、堀川
3/7(木)		高盛、杉並	的場、時任、梁川
3/8(金)	市民会館 3階展示室	鱒川、紅葉山、庵原 亀尾、米原、東畑、鉄山 蛾眉野、山の手1 山の手2	山の手3
3/11(月)		昭和3、昭和4	本通1、本通2
3/12(火)	亀田交流プラザ 1階講堂	本通3、本通4、東山1 桔梗2	東山2、東山3、北美原1
3/13(水)		北美原2、北美原3 桔梗1	桔梗3、桔梗4、桔梗5
3/14(木)	市役所本庁舎 8階大会議室	本、五稜郭、柳	松陰、人見、金堀
3/15(金)		柏木、川原	昭和、亀田港

※ 3月15日(金)までは、本庁舎2階市民税窓口での申告受付は行っていません。

セルフメディケーション税制の適用を申告される方は、健康の保持増進および疾病の予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要となります。

※ 本人確認書類  
マイナンバーの記載にあたり、次の①～②のうちいずれかの方法で申告者の本人確認をします。

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書並びに贈与税の申告書の提出期限は3月15日(金)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は4月1日(月)です。

期限間際になりますと、確定申告会場は大変混雑します。国税庁HPでは、スマートフォンやパソコンなどから、

納税には便利な口座振替・自動払込をご利用ください

納税通知書、預金通帳、届出印をお持ちのうえ、口座をお持ちの金融機関または市役所・各支所の窓口へお申込みください。

ゆうちょ銀行・郵便局の「自動払込」については、ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの用紙がありますので、直接お申込みください。

**お問合せ** 税務室納税担当 ☎21-3234



所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax等で提出することができます。

**お問合せ** 函館税務署 ☎31-3171



入園・入所・見学は各園、各施設にお問い合わせください。保育教諭、社会福祉士、介護福祉士等の職員を随時募集しています。法人本部にお問い合わせください。

<b>亀田認定こども園</b> 亀田町5-19 TEL 41-5219	<b>はまなす認定こども園</b> 千歳町15-5 TEL 22-7484	<b>はこだて元町認定こども園</b> 弥生町1-24 TEL 22-4847	<b>函館共愛会愛泉寮</b> 特養160人 短期 5人 中島町35-7 TEL 52-1065
<b>中央認定こども園</b> 新川町1-5 TEL 23-5111	<b>ゆりかご認定こども園</b> 中島町33-18 TEL 55-8847	<b>駒場認定こども園</b> 駒場町10-22 TEL 55-0149	<b>みなみかやべ荘</b> 特養50人 通所18人 短期 2人 川辺町986-13 TEL 25-5300
<b>つくし認定こども園</b> 榎本町16-17 TEL 59-2366	<b>鍛冶さくら認定こども園</b> 鍛冶1丁目11-21 TEL 30-6611	<b>赤川認定こども園</b> 赤川町161-2 TEL 34-3939	<b>養護老人 まろにえ</b> 特定施設入居者生活介護事業120人 西旭岡町3丁目239-2 TEL 84-6645
<b>南かやべ認定こども園</b> 川辺町1601番地1 TEL 25-6677	<b>中央・鍛冶さくら・赤川・南かやべ各認定こども園に 子育てサロン開設</b>	<b>法人本部 TEL 55-3366</b> 中島町7-15 (2025年宮前町に移転予定)	<b>知内しおさい園</b> 特養57人 軽費30人 短期10人 通所25人 知内町字重内975 TEL 01392-5-6363

## 3歳未満の子どもを育てている保護者の皆様へ 「こども誰でも通園制度（仮）」の試行的事業が始まります

現在国で検討中の新しい子育て支援策「こども誰でも通園制度（仮）」の、全国的な試行的事業が始まります。

市では、本格実施の際、皆様により良いサービスを提供できるよう、令和6年度から市内6か所程度の保育所等で試行的事業を行います。

※ この事業は、市議会で令和6年度予算が可決した場合に実施します。

**制度の目的** 保育所等に通っていない子どもを育てている家庭を対象に、月10時間までの時間で子どもの預かりを利用してもらうとともに、保育士等との懇談や保育見学を行い、保育の専門家による第三者的な意見や助言を家庭での子育てに活かしてもらうことで、全ての子どもに良質な成育環境を整備しようとするものです。

**利用対象** 認可保育所、幼稚園、認定こども園または企業主導型保育施設を利用していない0歳6か月～2歳までの子ども（市内に居住している方に限ります。）。

### 利用方法

- (1) あらかじめ市で利用者登録を行います。この時点で利用日時が決まっていなくても構いません（利用したい事業所経由または郵送でも登録の申込みは可能です。）。
- (2) 利用したい日時が決まりましたら、利用したい事業所に連絡し、利用申込みをします。
- (3) 子どもをお預かりした後は、保育士等との懇談やアンケートへの協力をお願いします。

**利用料** 試行的事業の間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）は、無料です。

**利用者登録の先行実施** 3月中旬～29日(金)に利用者登録の先行実施を行います。制度の利用を希望する場合は、子どもサービス課（☎21-3270）の窓口へお越しください。



HP

## 令和6年3月1日から戸籍制度が 利用しやすくなります！

### ■戸籍謄本等の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります。

▷**請求できる方** 本人、配偶者、父母・祖父母など（直系尊属）、子・孫など（直系卑属）の戸籍証明書等を請求できます。

▷**持参するもの** 窓口に来た方の本人確認のため、顔写真付きの身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど）。

※ コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※ 一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

**お問合せ** 戸籍住民課 ☎21-3168

### ■戸籍届出時の戸籍証明書等の添付省略

本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合でも、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

**お問合せ** 戸籍住民課 ☎21-3173

HP

## 2024年度第38回日本語日本文化講座 夏期セミナー ホストファミリー募集

海外の大学・大学院で日本語を勉強する学生約30人が函館を訪れます。お茶の間で国際交流ができるホストファミリーになってみませんか。平日は当センターで日本語を勉強するため、共働きのご家庭でも平日の晩や週末など、お互いの時間があるときに交流を楽しめます。

日本語と日本文化の勉強が目的ですので、会話は日本語で大丈夫です。はじめての方も大歓迎です！

**受入期間** 6月8日(土)～8月4日(日)

**申込締切** 4月末日

**お問合せ** 北海道国際交流センター

〒040-0054 元町14番1号 ☎22-0770 FAX22-0660

✉jj@hif.or.jp

🌐 <https://www.hif.or.jp/>

